

令和 8 年 2 月 18 日 9 時 33 分 受付	受付番号	くじ番号	発言順番
	4	1	1

令和 8 年 2 月 18 日

東員町議会議長 南部 豊 様

東員町議会議員 三宅 耕三

一 般 質 問 通 告 書

次のとおり通告します。

質 問 事 項	質 問 の 要 旨	答 弁 者
1, 町長の政治姿勢 について	町政運営における町長の基本的な考え方、施策・方針を判断する際の基準、町民への説明責任及び議会との向き合い方について問う。 本件は、特定の個別施策、事業内容、数値目標、または過去の行政判断の是非を問うものではなく、町長の政治姿勢、議会に対する基本的な考え方、および一般質問における答弁と説明責任に対する認識について、町長自身の考えを確認することを目的として質問するものである。あわせて、前回定例会における一般質問の経過を踏まえ、一般質問の意義および町民への説明責任の観点から、制度的・理念的な整理を行うための質問である。 1. 議会における一般質問の意義に対する町長の認識については、地方自治における議会の役割を踏まえ、町長は、議会における一般質問をどのような意義を持つものとして捉えているのか。 また、議会と執行部の関係について、町長が考える望ましい在り方について、基本的な認識を問う。 2. 一般質問における通告と答弁の関係に対する町長の考え方については、一般質問において、通告に基づく質問と答弁の在り方について、町長自身はどのような考え方を持っているのか。 また、答弁の可否や範囲が問題となる場合において、町長としてそれをどのように受け止めるべきものと認識しているのかを問う。 3. 一般質問と町民への説明責任との関係については、一般質問は、町民が町政の方向性や町長の考え方を知る重要な公開の機会である。 その中で、質問に対する答弁と町民への説明責任との関係について、町長はどのように考えているのか、政治姿勢としての認識を問う。	町 長

— 記載にあたっての注意事項 —

(以下の質問内容は、不適当な質問となりますのでご注意ください。)

- ① 質問の内容が単なる事務的な見解を質すに過ぎないもの
- ② 制度の説明を求めるもの
- ③ 議案審議の段階で質せるもの(委員会で、審査・確認できるもの)
- ④ 特定の地区の道路改修など『お願い』や『要望』するもの



様式5〔申し合わせ事項〕

令和 8 年 2 月 18 日 14 時 40 分 受付	受付番号	くじ番号	発言順番		
	7	2	2		
令和 8 年 2 月 18 日					
東員町議会議長 南部 豊 様		東員町議会議員 山田由紀子			
一 般 質 問 通 告 書					
次のとおり通告します。					
質 問 事 項	質 問 の 要 旨	答 弁 者			
1 町民と外国人の互いを尊重し、共に地域で生活することについて	東員町においても、コロナ禍を乗り越え、就労される外国の方が増えたとの認識です。 今後も東員町に居住など、様々な形態で生活が継続されると思われます。 外国籍の方々に対する、町としての施策や計画について伺います。 (1) 東員町に住む外国人の近年の人口推移はどのようなか。 (2) 生活上の訴えなど、本人や近隣住民等からの相談対応はいかがか。 (3) 外国籍の子ども達に対する、東員町の掲げる「16年一貫教育プラン」での対応はどのようなか。	関係する 執行部			

— 記載にあたっての注意事項 —

(以下の質問内容は、**不適当な質問**となるので注意すること。)

- ① 質問の内容が単なる事務的な見解を質すに過ぎないもの
- ② 制度の説明を求めるもの
- ③ 議案審議の段階で質せるもの(委員会で、審査・確認できるもの)
- ④ 特定の地区の道路改修など『お願い』や『要望』するもの



令和 8 年 2 月 18 日 9 時 24 分 受付	受付番号	くじ番号	発言順番
	3	3	3

令和 8 年 2 月 18 日

東員町議会議長 南部豊様

東員町議会議員 川瀬孝代

一 般 質 問 通 告 書

次のとおり通告します。

質 問 事 項	質 問 の 要 旨	答 弁 者
1 5 歳児健診実施について	国が 5 歳児健診の普及を推進しています (1) 導入に向けての現状と課題はどのようなのですか。 (2) 保護者の相談できる場、相談のきっかけになると思います。実施後のフォローアップ体制をどのようにしていきますか。 (3) 発達支援室での取り組みがありますが、どのように連携していきますか。	関係する 執行部
2 学校の支援体制について	学校において問題解決のための支援体制を伺います (1) 児童生徒間のトラブルや教職員とのトラブルなどあると思いますが、保護者の相談体制はどのようになっていますか。 (2) 教職員のなり手不足がありますが、負担感をどのように把握していますか。 (3) 文科省のモデル事業がありますが教育委員会の所見はどのようなのですか。 (4) 学校運営の状況が時代の変化に応じて地域とともにある学校へと転換を図る取り組みが、推進されています。 コミュニティ・スクールに向けたメリットと課題はどのようなのですか。 また、地域の理解が必要と考えますが、どのように理解を得ていきますか。	教育長

— 記載にあたっての注意事項 —

(以下の質問内容は、不適当な質問となりますのでご注意ください。)

- ①質問の内容が単なる事務的な見解を質すに過ぎないもの
- ②制度の説明を求めるもの
- ③議案審議の段階で質せるもの(委員会で審査・確認できるもの)
- ④特定の地区の道路改修など『お願い』や『要望』するもの



令和 8 年 2 月 18 日 9 時 / 分 受付	受付番号	くじ番号	発言順番
	2	4	4

令和 8 年 2 月 18 日

東員町議会議長 南部豊様

東員町議会議員 伊藤 まり

一 般 質 問 通 告 書

次のとおり通告します。

質 問 事 項	質 問 の 要 旨	答 弁 者
1. 長期休暇対応の学童保育について	令和 6 年 12 月の一般質問で、私は、長期休暇中だけ利用できる学童保育の必要性を訴え、町行政から導入の可能性を検討していく考えであると、ご答弁をいただきました。 (1) 長期休暇だけ利用できる学童保育の導入に向けた検討状況はいかがか。	関係する 執行部
2. 体育館の空調の整備について	学校体育館は、平時は教育活動の場として、災害時は住民の避難場所として重要な役割を担います。 (1) 教育環境の整備 近年の記録的な猛暑により、体育館での授業や行事、部活動での熱中症リスクが高まっている。児童生徒の安全を確保するため、学校体育館への空調設備の設置計画はいかがか。 (2) 避難所の機能強化 総合体育館は災害時に 1,000 人の収容が想定されており、空調設備のない避難所での過酷な暑さ・寒さは避難者の健康悪化や命に関わる。避難所としての安全を確保するため、総合体育館への空調設備の設置計画はいかがか。 (3) 学校体育館、総合体育館に空調設備を設置するまでの対策はいかがか。	関係する 執行部
3. 行政のカタカナ語表記について	行政文書に、なじみが薄いカタカナ語が増えています。 (1) なじみの薄いカタカナ語の表記と情報保障の関係をどのように考えているか。	関係する 執行部

— 記載にあたっての注意事項 —

(以下の質問内容は、不適当な質問となりますのでご注意ください。)

- ① 質問の内容が単なる事務的な見解を質すに過ぎないもの
- ② 制度の説明を求めるもの
- ③ 議案審議の段階で質せるもの（委員会で、審査・確認できるもの）
- ④ 特定の地区の道路改修など『お願い』や『要望』するもの



令和8年2月18日 11時12分受付		受付番号 6	くじ番号 6	発言順番 5
令和8年2月18日 東員町議会議長 南部 豊 様 東員町議会議員 大崎昭一				
一 般 質 問 通 告 書				
次のとおり通告します。				
質 問 事 項	質 問 の 要 旨			答 弁 者
1 学校体育館の 冷暖房設備について	(1) 昨年3月定例会で質問した各小学校体育館への冷暖房設置の必要性を十分感じているが検討するとの答弁でした。検討結果はいかがですか。 (2) 令和8年度予算案に計上されませんか。			町長 関係する 執行部
2 避難所環境整備について	「災害関連死」を防ぐために「スフィア基準」及び「自治体向けの避難所に関する取り組み指針・ガイドライン」(内閣府2024年公表)が示されています。 (1) 「スフィア基準」の認識と位置づけについて伺います。 (2) 災害後の本町の避難所環境整備は、耳や目の不自由な方や要配慮者への支援は、「スフィア基準」に照らして整備状況はいかがですか。 (3) 内閣府の「自治体向けの避難所に関する取り組み指針・ガイドライン」に照らして本町の指定避難所における整備状況はいかがですか。 ①トイレの確保・管理 ②食事の質の確保 ③生活空間の確保 ④生活用水の確保			町長 関係する 執行部

— 記載にあたっての注意事項 —

(以下の質問内容は、不適当な質問となりますのでご注意ください。)

- ① 質問の内容が単なる事務的な見解を質すに過ぎないもの
- ② 制度の説明を求めるもの
- ③ 議案審議の段階で質せるもの(委員会で、審査・確認できるもの)
- ④ 特定の地区の道路改修など『お願い』や『要望』するもの



令和 8 年 2 月 18 日 15 時 59 分 受付		受付番号 8	くじ番号 7	発言順番 6
令和 8 年 2 月 18 日 東員町議会議長 南部 豊 様 議会議員 大 谷 勝 治 一 般 質 問 通 告 書 次のとおり通告します。				
質 問 事 項	質 問 の 要 旨			答 弁 者
1 水環境について	令和 7 年 1 2 月の一般質問の後、みらい環境課 2 名と現地調査しました。 そこでお伺いします。 ① 当日は六価クロムの放流口の確認ができず、後日の調査となりました。 ② 水道の涵養地付近に埋め立てのような跡が確認されましたが、後日、水質検査となりました。 ③ 下水汚泥に含まれる PFAS について、再度お伺いします。 以上のことについて、その後の経過や結果などについて伺います。			関係する 執行部

記載にあたっての注意事項

(以下の質問内容は、不適当な質問となりますのでご注意ください。)

- ① 質問の内容が単なる事務的な見解を質すに過ぎないもの
- ② 制度の説明を求めるもの
- ③ 議案審議の段階で質せるもの（委員会で審査・確認できるもの）
- ④ 特定の地区の道路改修など『お願い』や『要望』するもの



令和 8 年 2 月 18 日 8 時 46 分 受付	受付番号 1	くじ番号 10	発言順番 7
令和 8 年 2 月 18 日 東員町議会議長 南部 豊 様 東員町議会議員 山崎まゆみ 一 般 質 問 通 告 書 次のとおり通告します。			
質 問 事 項	質 問 の 要 旨		答 弁 者
1. こども食堂等の支援の取り組みについて	こども基本法において、「こどもの居場所づくり」を推進していくことが求められています。そのひとつである『こども食堂』は、子どもが一人でも安心して来ることができる低額の食堂として定義され、現在は誰でも参加できる多世代交流の場、地域づくりの場としての役割も果たすと言われています。以下についてお伺いします。 (1) 町内で誕生している『こども食堂』についての見解と評価はいかがですか。 (2) 子どもが歩いて行ける範囲に『こども食堂』があることで、自治会との連携も含め、多世代交流と地域のつながりを創出し、地域力の向上が見込まれると考えますが、見解はいかがですか。 (3) 『こども食堂』に対し、町としての支援をどのように考え、取り組んでいきますか。		町長 関係する 執行部
2. 「あらゆる分野で誰もが活躍できるまちづくり」について	『東員町男女共同参画プラン』でいう、「社会のあらゆる分野で誰もが対等な立場での参画推進」について、以下についてお伺いします。 (1) 固定的役割分担意識および無意識の思い込み（アンコンシャスバイアス）解消に向けた取り組みは、いかがですか。 (2) 審議会等における女性参画向上について、見解と評価はいかがですか。		関係する 執行部

— 記載にあたっての注意事項 —

(以下の質問内容は、**不適当な質問**となりますのでご注意ください。)

- ① 質問の内容が単なる事務的な見解を質すに過ぎないもの
- ② 制度の説明を求めるもの
- ③ 議案審議の段階で質せるもの（委員会で、審査・確認できるもの）
- ④ 特定の地区の道路改修など『お願い』や『要望』するもの



令和8年2月18日 11時14分受付	受付番号	くじ番号	発言順番
	5	12	8

令和8年2月18日

東員町議会議長 南部 豊 様

東員町議会議員 伊藤治雄

一般質問通告書

次のとおり通告します。

質問事項	質問の要旨	答弁者
1. 都市計画法に基づく計画的なまちづくりについて	(1)現状での各種計画の考え方に関し次の4項目をお伺いします。 ①まちづくりにおける都市計画の必要性 ②総合計画後期計画における都市計画の方針及び考え方 ③都市計画マスタープランの見直し状況 ④都市計画税の考え方 (2)都市計画道路桑名北部東員線の整備に関し次の3項目をお伺いします。 ①事業実施主体 ②桑名市との連携の必要性 ③町内区間の推進状況 (3)土地基盤整備に関し次の2項目をお伺いします。 ①住宅地 ・市街化調整区域内に係る開発状況 ・新たな住宅地開発の可能性 ②工業用地 ・企業誘致のための整備方針 ・土地区画整理事業に関する考え方と今後の方針 ・工業系用途地域の拡大と地区計画の活用	町長 関係する 執行部

— 記載にあたっての注意事項 —

(以下の質問内容は、不適当な質問となりますのでご注意ください。)

- ① 質問の内容が単なる事務的な見解を質すに過ぎないもの
- ② 制度の説明を求めるもの
- ③ 議案審議の段階で質せるもの(委員会で、審査・確認できるもの)
- ④ 特定の地区の道路改修など『お願い』や『要望』するもの

